

決議

「公共工事低入札緊急対策会議」は公共工事市場の現状に鑑み、良質な建設産業の存続、専門工事業者等の保護、建設産業労働者の育成・保護を図り、もって公共工事の品質の確保を図ることを目的として左記の通り決議する。

平成十八年 十月二十日

記

一 緊急に措置すべき事項

1. 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の県市町村等への徹底を図ると共に、法の精神にのっとり、より適切な運用を行うこと。
2. 低入札対策として、少なくとも明白な原価割れが予測される受注希望者を排除する等の適切な措置を講じよう。
3. 公正取引委員会は不当廉売、不正取引等に対して監視を強化する等、より適切に対応すること。

二 引き続き検討・実施すべき事項

1. 公共工事の受発注契約の方式が、納税者（一般国民）、発注者（国・県・市町村等）、受注者（建設業者）の三者それぞれにとって、より良いものとなるよう改善を進めること。
2. 国の公共工事契約にも、最低制限価格を導入すること。
3. 一般競争より指名競争による契約の方が国にとって有利となるケースについて、その条件を特定しておくこと。

以上、決議する。

参議院議員 青木 幹雄
衆議院議員 石原 伸晃
参議院議員 片山虎之助
衆議院議員 岸田 文雄
衆議院議員 古賀 誠
参議院議員 佐藤 昭郎
衆議院議員 佐藤 勉
衆議院議員 中野 正志
衆議院議員 二階 俊博
参議院議員 矢野 哲朗
参議院議員 脇 雅史

我が国の建設投資は、一九九二年度に政府投資と民間投資をあわせ約八四兆円のピークに達した後二〇〇六年度まで縮小し投資額がピーク時の約六割程度まで落ち込んでいる。

従来、建設産業はマーケットの成長に伴い長期的な取引関係が培われてきたが、この急激な市場環境の変化によって、市場規模に比べ業者数・従業員数が多い「供給過剰状態」が生じており、過度の価格競争、いわゆるダンピング受注が工事規模の大小にかかわらず発生している。

経済原則から見れば、市場を通じた選別・淘汰は避けられないが、価格のみの競争は、技術と経営に優れた優良企業が淘汰され、技術者の育成や設備投資を行わない企業が生き残るなど、大きな問題が生じかねない。

特に、重層下請構造を有する建設産業の場合、下請企業や個人事業主が、労働条件悪化や安全対策の不徹底、若年層の新規参入意欲の減退など、厳しい環境を強いられている。

下請企業群や個人事業主は建設産業の現場を支える基盤であり、その疲弊は、従業員の高齢化と相まって、公共工事の品質へのしわ寄せや建設産業全体の技術力の低下を惹起し、中長期的な品質・技術力の低下をもたらす懸念がある。

これらの結果、建設産業を通して形作られる社会資本は、現在、そして将来にわたり品質が低下する危機的状況にあり、国民の安全・安心を確保することができない。

また、建設産業は我が国GDPの11%（二〇〇四年）をしめる基幹産業であるとともに、地方における経済・雇用、惹いては地域の活力を左右する重要な産業である。

そのため、縮小する公共投資市場においても適正かつ公正な競争を担保し、参加企業が適正な利潤を確保しつつ、質の高い社会資本整備を通して、国民の豊かな暮らしの実現に貢献することが求められている。

以上から、いわゆるダンピング受注を排除することが急務であり、このための抜本的な対策を、政府及び各発注機関に求めるものである。

緊急に措置すべき事項

公共工事の各発注機関が適正な競争環境を整備し、著しい低入札による原価割れを防ぐことで経営と技術に優れた企業と建設産業の現場を支える建設技能者を有する専門工事業者を育成し、惹いては我が国にとって重要な産業である建設産業の生産性向上を実現させ、良質な社会資本を国民に提供するため、以下の措置が必要である。

① 真の技術力競争を実現する総合評価方式の導入

公共工事の各発注機関は、直ちに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるよう、入札契約制度の転換を図るべきである。

また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、総合評価方式が真の技術力競争を実現する制度となるよう、必要な工夫を行うべきである。

さらに、現在、総合評価方式は、都道府県においては概ね導入されているものの、発注者としての能力が十全でない市町村にあっては、ほとんど導入されていない状況にある。

このため、国及び都道府県においては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、市町村に対する支援を積極的に行い、総合評価方式の導入促進を一層図るべきである。

② 低入札の排除

現在、公共工事の各発注機関は、著しい低価格での応札に対し、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入しているところであるが、実態として、いわゆるダンピング受注を排除できていないのが現状である。

特に、低価格入札調査制度においては、著しい低価格で応札した者に対して、契約の内容に適合した履行ができるか等を確認することとされているが、会計法令等が求める「契約の内容に適合」した適正な施工の具体的な内容が明確にされていないため、事実上、当該応札価格で適正な施工ができないことを判断することが困難である。

このため、各発注機関は、公共工事の実施にあたって安全対策の不徹底や下請企業へのしわ寄せを排除し適正な施工ができるよう、少なくとも明白な原価割れが予測される受注希望者を排除する等の適切な措置を講じるべきである。

③ 公正取引委員会は、各発注機関等と連携して情報収集に努め、不当販売、不公正取引等に対する監視を強化すべきである。